

○新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱

令和5年3月27日告示第18号

改正 令和6年4月26日告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、クラウドファンディングを活用して町の特産品等を生かした新商品やサービス等を開発した者が、クラウドファンディング仲介事業者に支払う手数料に対して助成する補助金に関し、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング仲介事業者 クラウドファンディングによる資金調達のためのウェブサイトの運営及びサービスを提供する事業者で、一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員である者をいう。
- (3) プロジェクト 購入型又は寄付型のクラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。
- (4) リターン 購入型クラウドファンディングにおいてプロジェクト実施者が支援者に対し、製品やサービスを提供することをいう。
- (5) ふるさと納税返礼品協力事業者 愛南町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要綱（令和3年愛南町告示第35号。以下「募集要綱」という。）第3条で定められた要件を満たし、募集要綱第2条により登録された事業者をいう。
- (6) ふるさと納税返礼品 募集要綱第5条で定められた要件を満たし、同告示第4条により登録された愛南町ふるさと納税に対するお礼の品として贈呈する商品・サービスをいう。
- (7) 町内事業者 この告示に基づく補助金の交付申請をする日において町内に事業所を有する者をいう。
- (8) 創業予定者 この告示に基づく補助金の交付申請をする年度末までに個人事業の

開業又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合の設立を行い、新たな事業を開始し、町内事業者になる予定の者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、購入型又は寄付型クラウドファンディングを活用して愛南町ふるさと納税返礼品に登録する新商品やサービス等の開発を行う町内事業者又は創業予定者とし、ふるさと納税返礼品協力事業者に登録している者又はふるさと納税返礼品協力事業者に登録する意思のある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とはならない。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 愛南町暴力団排除条例（平成23年愛南町条例第13号）第2条第1号から第3号までに該当する者

(対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるプロジェクトの資金調達成立時においてクラウドファンディング仲介事業者に手数料を支払う行為とする。

(1) プロジェクトを実施することにより、新規に商品やサービスの開発ができるもの

(2) 開発した新商品やサービスをリターン品及びふるさと納税返礼品とするもの

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、単年度に1回限りとする。

(対象期間)

第6条 この補助事業の対象期間は、当該年度の4月1日から翌年2月28日までの間とする。

(実施計画書)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「計画申請者」という。）は、新特産品開発等支援事業費補助金実施計画承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(計画の承認)

第8条 町長は、前条に規定する承認申請書の提出があったときは、当該申請に関する書

類等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、計画を承認する事業（以下「承認事業」という。）を決定の上、新特産品開発等支援事業費補助金計画承認通知書（様式第2号）により計画申請者へ通知するものとする。

2 承認事業の決定の通知を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、速やかにクラウドファンディング仲介事業者が運営するウェブサイトで資金調達を開始しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

3 町長は、承認事業者が前項の資金調達を開始しないときは、承認事業の決定を取り消すことができる。

（承認の基準）

第9条 前条に規定する書類審査は、募集要綱第3条及び第5条の要件を満たすほか、次に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

（1） 社会性 地域への波及効果が期待されるプロジェクトであるか。

（2） 必要性 市場ニーズに対応した内容であり、継続して創出した新商品やサービスを提供することができるか。

（3） 具体性・実現可能性 プロジェクトの具体化までのプロセス及びスケジュール等が実現可能なものであるか。

（4） 独創性・新規性 独創性や新規性が認められるものであるか。

（計画の変更）

第10条 承認事業者は、承認事業について内容を変更しようとするときは、あらかじめ愛南町ふるさと納税新返礼品開発等支援事業費補助金実施計画変更届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（計画の中止等）

第11条 承認事業者は、承認事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに新特産品開発等支援事業費補助金実施計画中止（廃止）届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付申請）

第12条 承認事業者は、クラウドファンディングによる資金調達が終了した日から10日以内に、新特産品開発等支援事業費補助金交付申請書（様式第5号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書を提出した者（以下「補助事業者」という。）は、前項の補助金交

付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付等の決定)

第13条 町長は、前条第1項に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に関する書類等を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、速やかに当該補助事業者に対し新特産品開発等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、クラウドファンディング仲介事業者に資金調達成立時の手数料を支払ったときは、その日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた当該年度の3月14日のいずれか早い日までに、新特産品開発等支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに新特産品開発等支援事業費補助金精算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 町長は、前条の規定による請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第13条第1項の規定により交付決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業者が、補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき町長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合  
(補助金の返還)

第19条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

(プロジェクトの着手)

第20条 補助事業者は、クラウドファンディング仲介事業者が運営するウェブサイトでの資金調達が成立したときは、速やかにプロジェクトに着手し、新特産品開発等支援事業費補助金プロジェクト着手届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(返礼品の登録)

第21条 補助事業者は、ふるさと納税返礼品協力事業者に登録し、プロジェクトを遂行し、開発した新商品やサービス等をふるさと納税返礼品に登録しなければならない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月26日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
クラウドファンディング仲介事業者に 支払う資金調達成立時の手数料	100%	50万円

様式第1号(第7条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金実施計画承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

電話番号

新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実施計画承認申請書を提出します。なお、町長が必要と認める場合には、調査することに同意します。

記

1 プロジェクト名称( )

2 添付書類

チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	① 実施計画書(別紙1)
<input type="checkbox"/>	② 町税等の滞納がない旨の申出書(別紙2)
<input type="checkbox"/>	③ 申請者の概要が分かる書類

3 担当者連絡先

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者E-mail	

別紙 1

実施計画書

(1) 申請者の概要

申請者区分 (いずれかに○ を付ける。)	町内事業者 ・ 創業予定者				
事業所名			所在地		
代表者 役職・氏名	(役職)	代表者 生年月日		年 月 日 ( 歳)	
事業所設立年 月日又は開業 年月日	年 月 日		業種	(日本標準産業分類・小分類)	
			資本金	円	
売上構成 (上位3事業 (品目))	事業(取扱品目)内容	売上構成	役員・従 業員数	役員(代表者含む)	人
		%		正社員	人
		%		パート・アルバイト	人
		%		合計	人

※創業予定者においては、予定を記載すること。



(2) プロジェクト内容

(具体的かつ簡潔に記載してください。複数ページになっても構いません。)

プロジェクト名称			
クラウドファンディング (CF)の種類	購入型 ・ 寄付型	CFの募集方式	All-or-Nothing ・ All-in
CF仲介事業者名		CF仲介事業者との 契約予定日	年 月 日
上記CF仲介事業者の手数料率	%		
資金調達期間(予定)	年 月 日 ～ 年 月 日		
CF支援目標額	円		
プロジェクトの概要	【開発する新商品・サービス】  【自己紹介、背景、概要、資金が必要な理由 等】  【資金の用途】  【スケジュール】  【その他】		
支援者へのリターンの内容 (購入型CFのみ)			

(3) 収支予算

(収入)

(単位：円)

収入区分	収入金額	備 考
補助金	円	CF 手数料額の 1,000 円未満切捨て(上限 50 万円)
自己資金	円	
その他補助金	円	
その他	円	
合 計	円	

(支出)

(単位：円)

支出区分	支出金額	備 考
CF 手数料	円	消費税及び地方消費税を除く。
合 計	円	

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

所在地  
 事業者名  
 代表者職氏名 ⑩  
 電話番号

新特産品開発等支援事業費補助金実施計画承認申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

様式第2号(第8条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金計画承認通知書

愛商発第 号  
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった新特産品開発等支援事業費補助金実施計画承認申請書については、下記のとおり承認しましたので新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

プロジェクト名	
目標金額	
手数料率	

様式第3号(第10条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金実施計画変更届

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け愛商発第 号で承認通知のあった内容について、下記のとおり変更したいので新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

変更内容	
変更理由	

【添付書類】

変更後の様式第1号別紙1実施計画書を添付すること。

様式第 4 号(第11条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金実施計画中止(廃止)届

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け愛商発第 号で承認通知のありました内容について、下記のとおり中止(廃止)したいので、新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により届け出ます。

記

中止(廃止)の理由	
中止の期間(廃止の時期)	

様式第5号(第12条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

⑩

電話番号

新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり交付申請書を提出します。

記

1 プロジェクト名称( )

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 手数料支払予定日

年 月 日

4 添付書類

チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	① 補助事業計画書(別紙)
<input type="checkbox"/>	② CF仲介事業者の審査承認が確認できる資料(契約書や審査承認のメール等)の写し
<input type="checkbox"/>	③ CF仲介事業者が運営するウェブサイトの掲載ページ(資金調達終了後のもの)を印刷したもの
<input type="checkbox"/>	④ CF仲介事業者に支払う手数料率、手数料額が確認できる資料の写し
<input type="checkbox"/>	⑤ その他附属資料

別紙

補助事業計画書

(1) 申請者の概要(創業予定者においては、予定を記載すること。)

申請者区分 (いずれかに○ を付ける。)	町内事業者 ・ 創業予定者		
事業所名		所在地	
代表者 役職・氏名	(役職) ----- (氏名)	事業所設 立年月日 又は開業 年月日	年 月 日

(2) プロジェクト内容

プロジェクト名称			
クラウドファンディング (CF)の種類	購入型 ・ 寄付型	CFの募集方式	All-or-Nothing ・ All-in
CF仲介事業者名		CF仲介事業者との 契約日	年 月 日
上記CF仲介事業者の手数料率	%		
資金調達期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
資金調達の実績	CF目標額(A)	調達額(B)	達成率(B/A*100)
	円	円	%
手数料額(補助対象経費)	補助金申請額 (1,000円未満切捨て、上限50万円)	手数料支払い予定日	
円	円	年 月 日	

(3) 収支予算

(収入)

(単位：円)

収入区分	収入金額	備考
補助金	円	CF手数料額の1,000円未満切捨て(上限50万円)
自己資金	円	
その他補助金	円	
その他	円	
合計	円	

(支出)

(単位：円)

支出区分	支出金額	備考
CF手数料	円	消費税及び地方消費税を除く。
合計	円	



様式第 6 号(第13条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金交付決定通知書

愛商発第 号  
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった新特産品開発等支援事業費補助金について、  
下記のとおり決定したので新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 1  
項の規定により通知します。

交付決定金額	円
交付条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 補助事業の完了後 14 日以内に実績報告書を提出してください。 (3) この補助事業については、町長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。 (4) 愛南町補助金等交付規則(平成 17 年愛南町規則第 5 号)第 16 条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をしていただきます。

様式第7号(第14条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

⑨

電話番号

年 月 日付け愛商発第 号で交付決定のありました標記補助事業について、新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

1 プロジェクト名称( )

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 手数料支払日

年 月 日

4 添付書類

チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	① 収支決算書(別紙)
<input type="checkbox"/>	② CF仲介事業者に対し支払った手数料を証明する領収書等の書類
<input type="checkbox"/>	③ 実施計画申請時に創業予定者だった者については、履歴事項全部証明書及び定款の写し又は開業届出の写し(開業届出書の写しについては、税務署に提出したことが分かるもの(受領印が押されているもの又は受信通知)を添付すること。)

別紙

収支決算書

(収入)

(単位：円)

収入区分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
自己資金					
その他補助金					
その他					
合 計					

(支出)

(単位：円)

経費区分	補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)				備考
	予算額	決算額	比較増減		
			増	減	
手数料					
合 計					

様式第 8 号(第16条関係)

新特産品開発等支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

㊞

電話番号

年 月 日付け愛商発第 号で交付決定通知のありました標記補助事業について、新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、精算払を下記のとおり請求します。

¥ \_\_\_\_\_  
(ただし、新特産品開発等支援事業費補助金)

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

様式第9号(第20関係)

新特産品開発等支援事業費補助金プロジェクト着手届

年 月 日

愛南町長 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け愛商発第 号で交付決定通知のありました標記補助事業について、新特産品開発等支援事業費補助金交付要綱第20条の規定により、プロジェクトの着手を届け出ます。

記

- 1 プロジェクト名称( )
- 2 プロジェクト着手日  
年 月 日
- 3 プロジェクト完了予定日  
年 月 日
- 4 リターン発送予定日  
年 月 日